

令和 7 年度 大気汚染物質の常時監視測定結果

令和 8 年 8 月 2 1 日
埼玉県環境部大気環境課

(1) 測定結果の概要

ア 大気汚染常時監視体制

県、大気汚染防止法施行令で定める政令市(さいたま市、川越市、川口市、越谷市、所沢市)及び草加市では、大気汚染防止法第20条及び第22条の規定に基づき、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)で常時監視測定を実施しましたので、その結果をお知らせします。

イ 環境基準達成状況

大気汚染物質	有効測定局数	達成局数	非達成局数	達成率(%)	(参考) 前年度 達成率(%)
微小粒子状物質	66	66	0	100	100
二酸化硫黄	25	25	0	100	100
二酸化窒素	74	74	0	100	100
一酸化炭素	10	10	0	100	100
浮遊粒子状物質	75	75	0	100	100
光化学オキシダント	54	0	54	0	0

(注)有効測定局とは、以下の測定局のことをいう。
微小粒子状物質については、有効測定日数（1日の測定時間が20時間以上の測定日）が250日以上
の測定局をいう。
二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、年間の測定時間が6,000時間
以上の測定局をいう。
光化学オキシダントについては、昼間（5時から20時まで）の測定時間が1時間以上の測定局を
いう。

ウ 測定結果

(ア) 二酸化硫黄、一酸化炭素

全局で環境基準を達成した。年平均値は低い値を維持している。

(イ) 微小粒子状物質、二酸化窒素、浮遊粒子状物質

全局で環境基準を達成した。年平均値は概ね減少傾向にある。

(ウ) 光化学オキシダント

全局で環境基準を達成しなかった。光化学オキシダントは過去に環境基準を達成した測定局はない。年平均値は概ね横ばいであった。

なお、光化学スモッグ注意報の発令日数は7日で、健康被害の届出は0人であった。

(2) 微小粒子状物質 (PM2.5)

前年度に引き続き、全ての測定局で環境基準*を達成した。
県全体の年平均値は減少傾向にあるが、近年は横ばいで推移している。

表 1 微小粒子状物質の環境基準*達成状況

	年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般局	有効測定局数	39	45	48	48	48	49	49	49	49	49
	達成局数	34	42	48	48	48	49	49	49	49	49
	達成率(%)	87.2	93.3	100	100	100	100	100	100	100	100
自排局	有効測定局数	12	13	17	18	18	18	17	17	17	17
	達成局数	10	12	17	18	18	18	17	17	17	17
	達成率(%)	83.3	92.3	100	100	100	100	100	100	100	100
県全体	有効測定局数	51	58	65	66	66	67	66	66	66	66
	達成局数	44	54	65	66	66	67	66	66	66	66
	達成率(%)	86.3	93.1	100	100	100	100	100	100	100	100

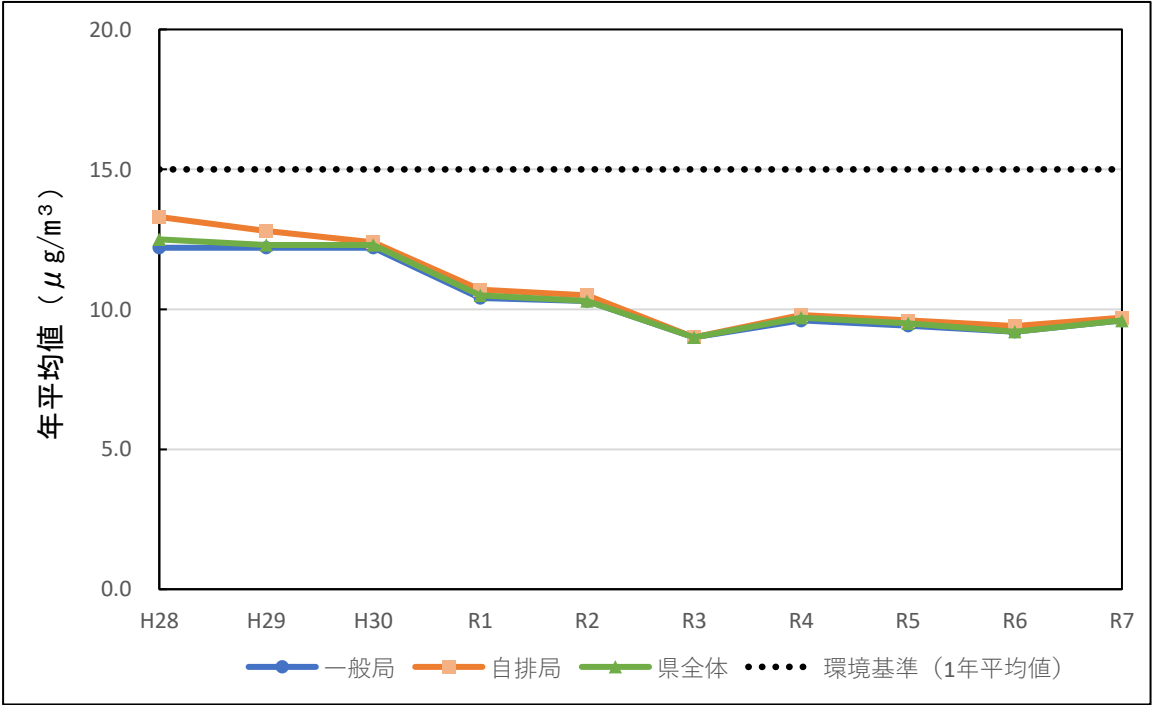


図 1 微小粒子状物質の年平均値の推移グラフ

表 2 微小粒子状物質の年平均値の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般局	12.2	12.2	12.2	10.4	10.3	9.0	9.6	9.4	9.2	9.6
自排局	13.3	12.8	12.4	10.7	10.5	9.0	9.8	9.6	9.4	9.7
県全体	12.5	12.3	12.3	10.5	10.3	9.0	9.7	9.5	9.2	9.6

* 微小粒子状物質環境基準
1 年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1 日平均値が35μg/m³以下であること。(H21. 9. 9告示)

(3) 二酸化硫黄

前年度に引き続き、全ての測定局で環境基準*を達成した。

一般局、自排局とも、直近の過去10年間に於いて、同じ場所で継続して測定している測定局(以下「10年継続測定局」という。)の年平均値は低い値を維持している。

表 3 二酸化硫黄の環境基準* 達成状況

	年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般局	有効測定局数	28	28	28	27	26	24	24	23	23	23
	達成局数	28	28	28	27	26	24	24	23	23	23
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
自排局	有効測定局数	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
	達成局数	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

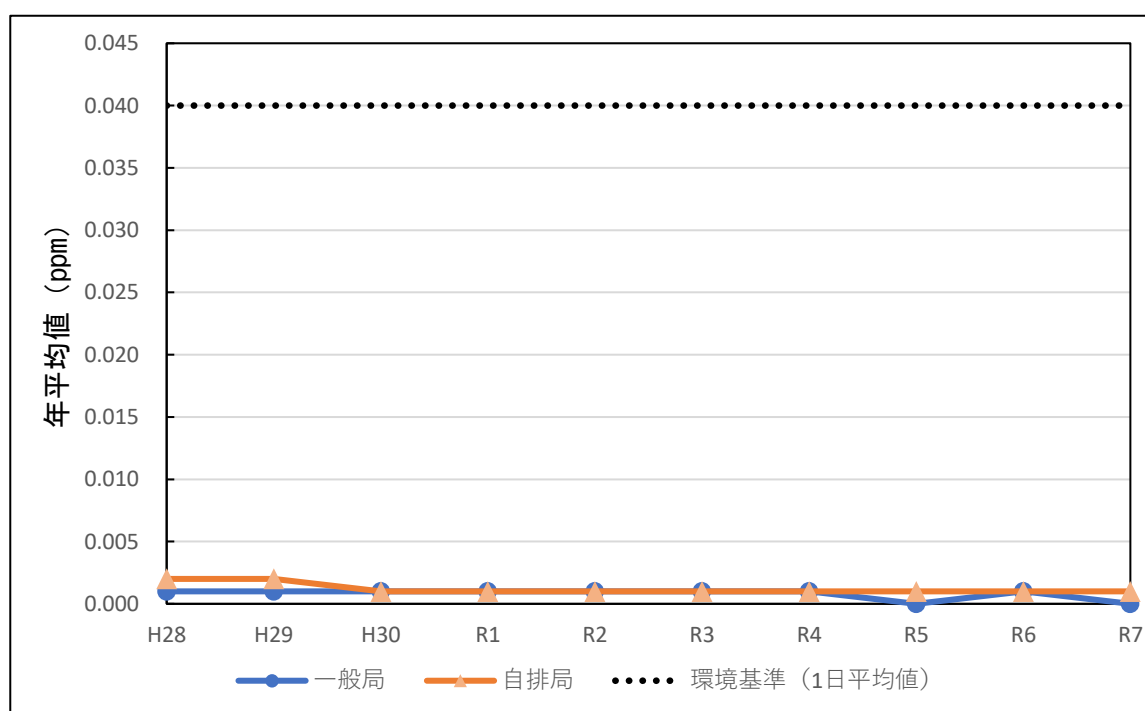


図 2 二酸化硫黄の年平均値の推移グラフ(10年継続測定局)

表 4 二酸化硫黄の年平均値の推移(10年継続測定局)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000
自排局	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

* 二酸化硫黄環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
(S48.5.16告示)

(4) 二酸化窒素

前年度に引き続き、全ての測定局で環境基準*を達成した。
一般局、自排局とも、10年継続測定局の年平均値は減少傾向にある。

表 5 二酸化窒素の環境基準*達成状況

	年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一 般 局	有効測定局数	54	54	54	54	54	54	54	53	53	52
	達成局数	54	54	54	54	54	54	54	53	53	52
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
自 排 局	有効測定局数	27	27	25	26	26	26	25	24	24	22
	達成局数	27	27	25	26	26	26	25	24	24	22
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

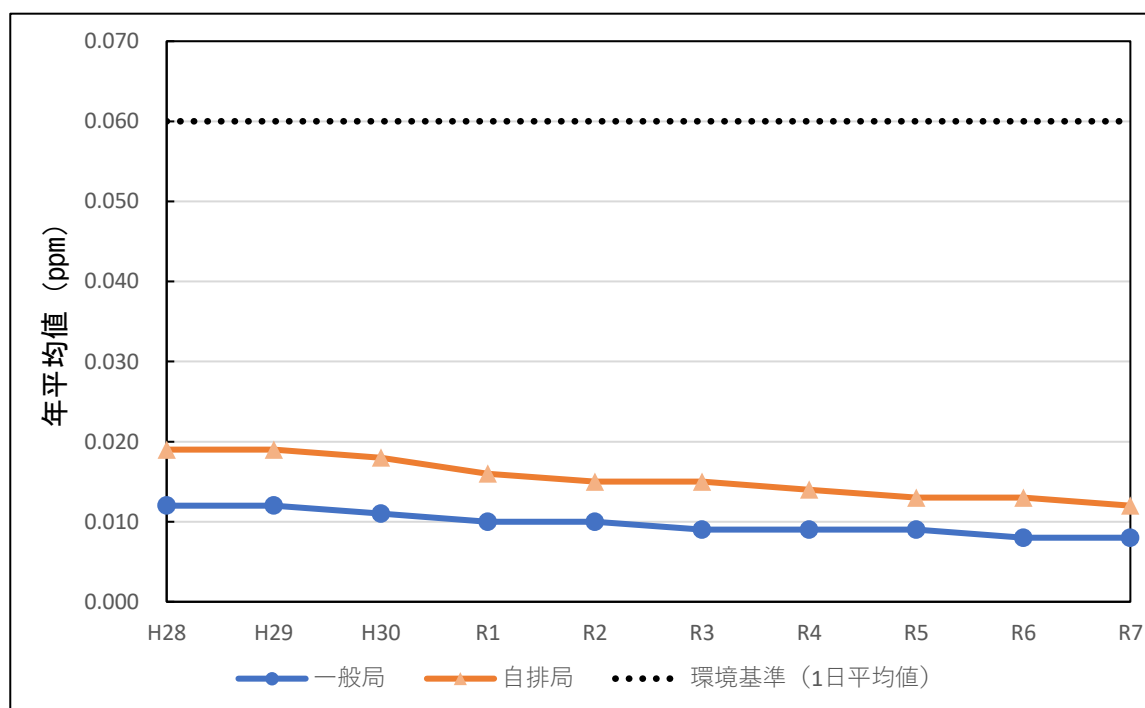


図 3 二酸化窒素の年平均値の推移グラフ(10年継続測定局)

表 6 二酸化窒素の年平均値の推移(10年継続測定局)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般局	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008
自排局	0.019	0.019	0.018	0.016	0.015	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012

* 二酸化窒素環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
(S53.7.11告示)

(5) 一酸化炭素

前年度に引き続き、全ての測定局で環境基準*を達成した。
一般局、自排局とも、10年継続測定局の年平均値は低い値を維持している。

表 7 一酸化炭素の環境基準*達成状況

	年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一 般 局	有効測定局数	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5
	達成局数	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
自 排 局	有効測定局数	9	9	8	11	11	11	10	5	5	5
	達成局数	9	9	8	11	11	11	10	5	5	5
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

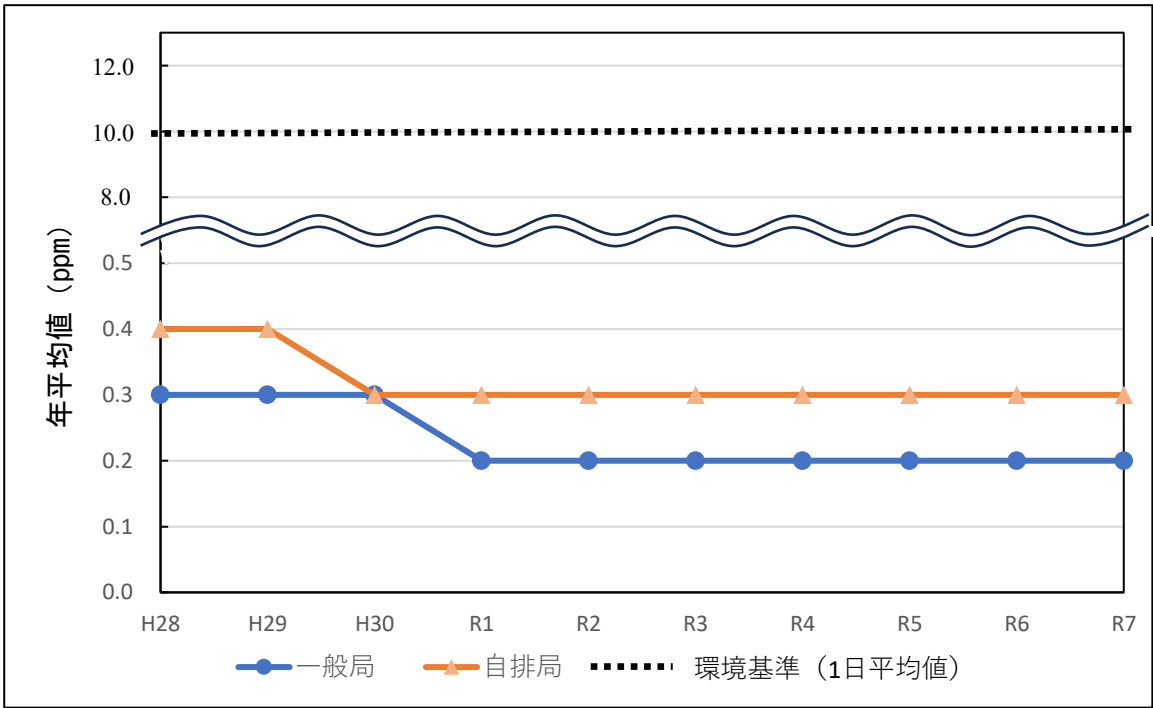


図 4 一酸化炭素の年平均値の推移グラフ (10年継続測定局)

表 8 一酸化炭素の年平均値の推移 (10年継続測定局)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般局	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
自排局	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

* 一酸化炭素環境基準
1 時間値の 1 日平均値が10ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が20ppm以下であること。
(S48. 5. 8告示)

(6) 浮遊粒子状物質

前年度に引き続き、全ての測定局で環境基準*を達成した。

一般局、自排局とも、10年継続測定局の年平均値は減少傾向にあるが、近年は横ばいで推移している。

表 9 浮遊粒子状物質の環境基準*達成状況

	年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一 般 局	有効測定局数	56	56	56	56	56	56	56	55	55	54
	達成局数	56	56	56	56	56	56	56	55	55	54
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
自 排 局	有効測定局数	27	27	25	26	26	26	25	24	22	21
	達成局数	27	27	25	26	26	26	25	24	22	21
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

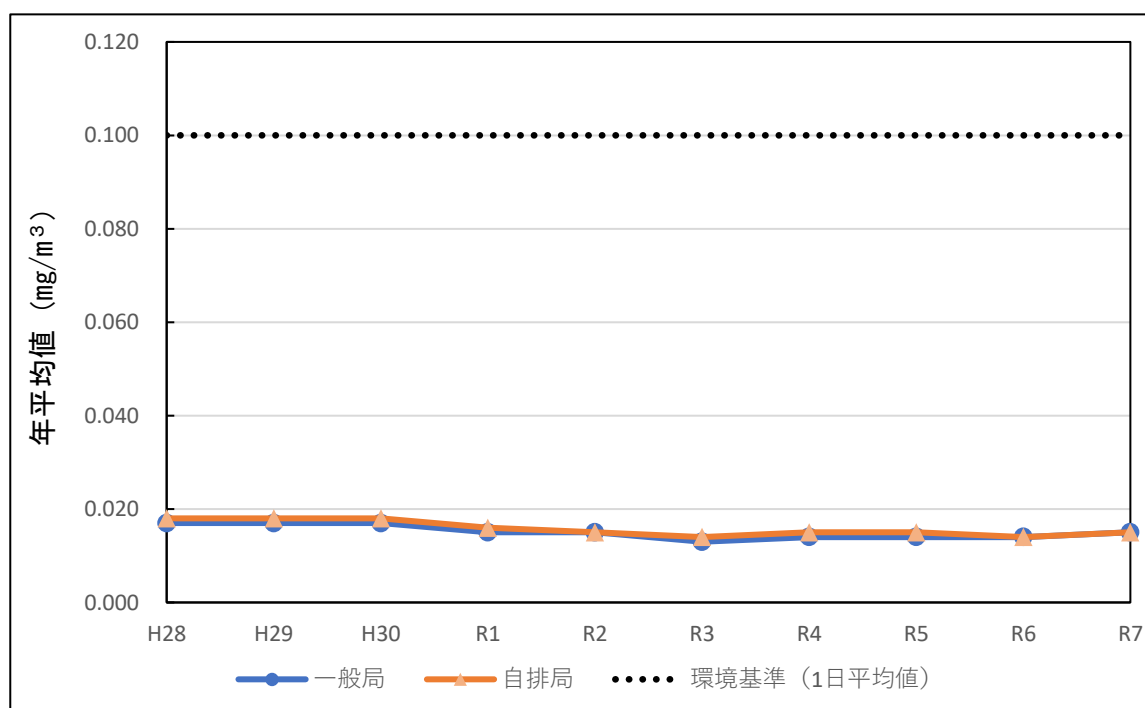


図 5 浮遊粒子状物質の年平均値の推移グラフ (10年継続測定局)

表10 浮遊粒子状物質の年平均値の推移 (10年継続測定局)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般局	0.017	0.017	0.017	0.015	0.015	0.013	0.014	0.014	0.014	0.015
自排局	0.018	0.018	0.018	0.016	0.015	0.014	0.015	0.015	0.014	0.015

* 浮遊粒子状物質環境基準

1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
(S48. 5. 8 告示)

(7) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは一般局で測定しているが、全ての測定局で環境基準*を達成していない状況が続いている。全国においても環境基準の達成率はほぼ0%と極めて低い水準となっている。

10年継続測定局の年平均値及び昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数は、いずれも横ばい傾向である。

なお、光化学スモッグ注意報の発令日数は7日で、過去10年間（平成28年から令和7年）の平均発令日数は8日となった。

光化学スモッグ警報の発令は、平成18年から発令はない。

また、光化学スモッグによると思われる健康被害の届出は、0人であった。

表11 光化学オキシダントの環境基準*達成状況

	年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一 般 局	有効測定局数	56	56	56	56	56	56	56	55	55	54
	達成局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	達成率(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

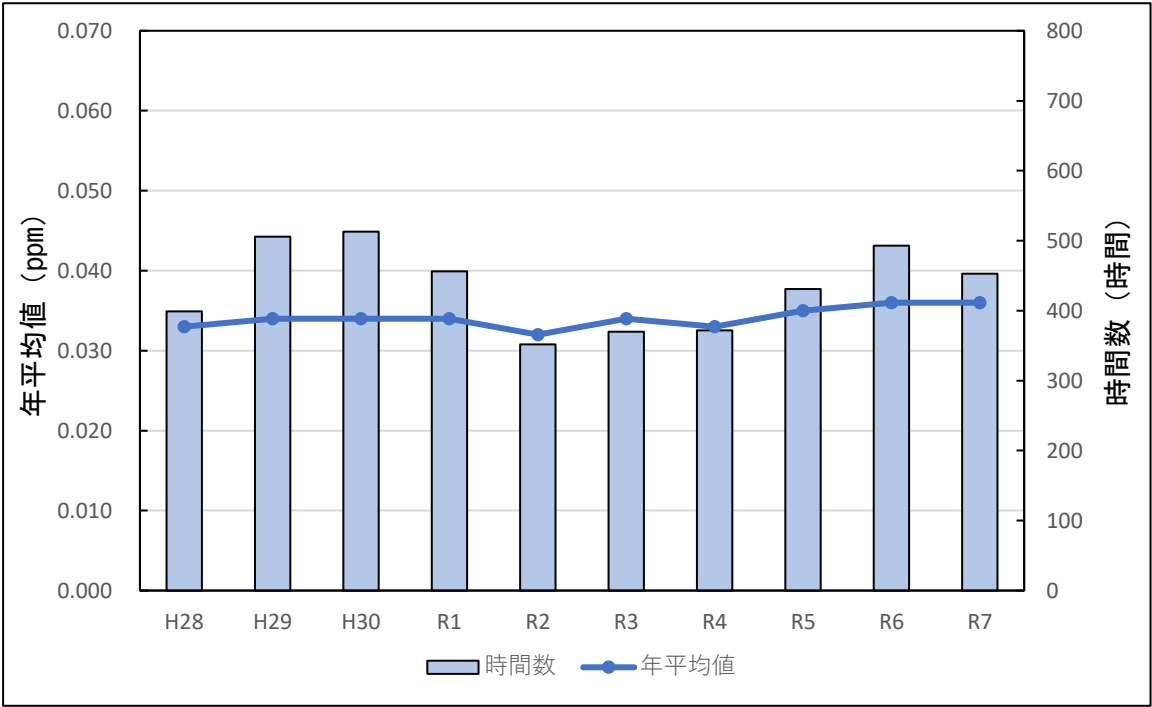


図6 光化学オキシダントの10年継続測定局における昼間の1時間値^(注)の年平均値及び昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数の推移グラフ

表12 光化学オキシダントの年平均値と0.06ppmを超えた時間数の推移
(10年継続測定局の昼間の1時間値)

(年平均値単位：ppm)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
年平均値	0.033	0.034	0.034	0.034	0.032	0.034	0.033	0.035	0.036	0.036
時間数	399	506	513	456	352	370	372	431	493	453

(注) 昼間の1時間値とは、5時から20時までの15時間に測定された1時間値のことである。

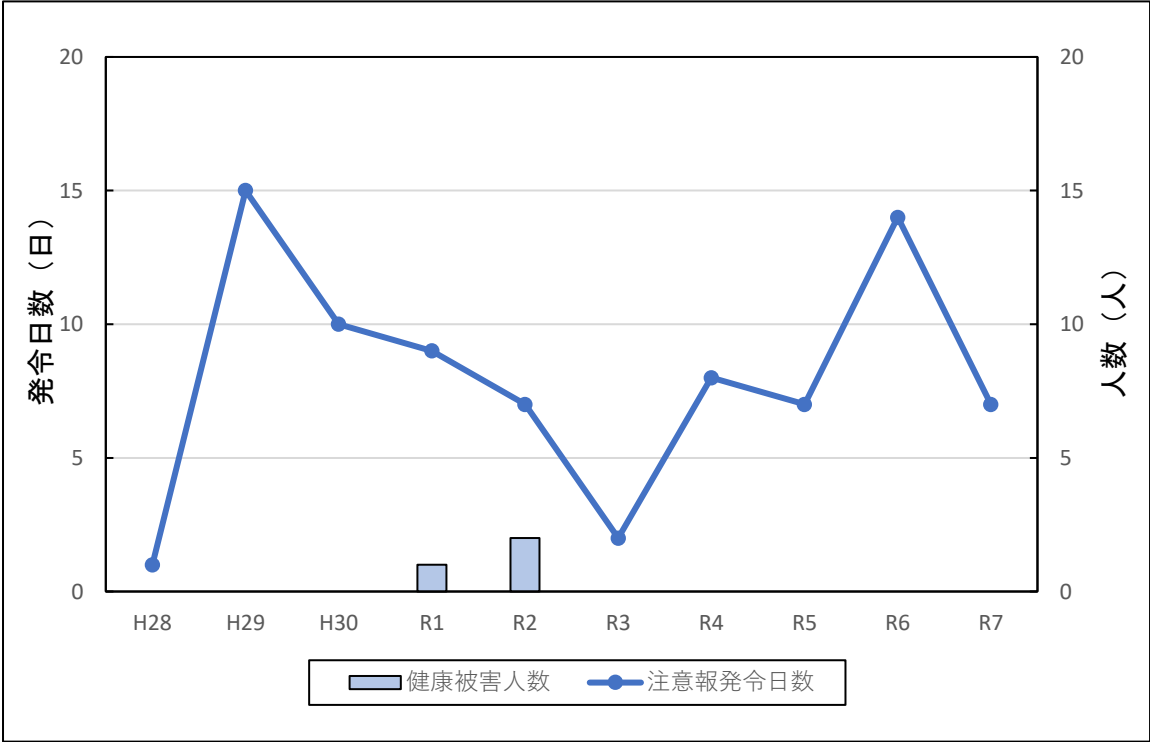


図7 光化学スモッグ注意報の発令日数と健康被害届出人数

表13 光化学スモッグ注意報等の発令日数と健康被害届出人数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
注意報発令日数	1	15	10	9	7	2	8	7	14	7
警報発令日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康被害人数	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0

※ 光化学スモッグ注意報等の発令について
注意報…発令基準は基準測定局においてオキシダント測定値が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められる場合である。
警 報…発令基準は基準測定局においてオキシダント測定値が0.20ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められる場合である。

今後の対応

光化学オキシダントは工場や自動車から直接排出されるものではなく、太陽光からの紫外線が光化学反応を起こし、空気中の酸素から非意図的に生成される。

したがって、光化学オキシダントの生成を促進する窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）の大気中濃度を低減させるための以下の取組を引き続き実施する。

- ・法令に基づく規制の対象となっている工場・事業場に対し、立入検査を実施して排出基準等遵守の徹底を指導する
- ・規制の対象外の工場・事業場に対しても、VOCの削減を助言する
- ・ディーゼル車の運行規制、エコドライブの普及啓発や低公害車の導入促進などを実施する

* 光化学オキシダント環境基準
1 時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)
オゾンとして、8 時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8 時間値の1 年平均値が0.04ppm以下であること。(R8.1.30告示)
なお、令和7年度の大気常時監視結果は旧環境基準で評価する。

(8) 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素は、光化学オキシダントの原因物質のひとつであり、午前6時～9時の3時間平均値について国が指針値を設定している。

10年継続測定局における、3時間平均値の年平均値は減少傾向にある。

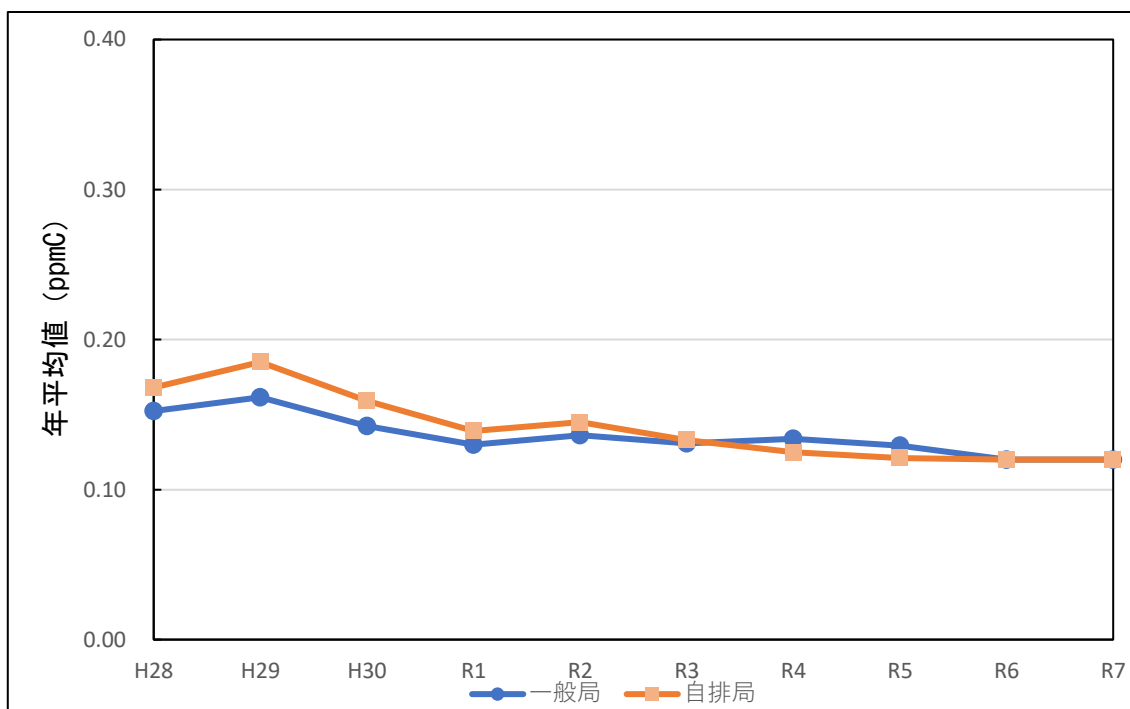


図8 非メタン炭化水素の6時～9時の3時間平均値の推移グラフ
(10年継続測定局における年平均値)

表14 非メタン炭化水素の6時～9時の3時間平均値の推移
(10年継続測定局における年平均値)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般局	0.15	0.16	0.14	0.13	0.14	0.13	0.13	0.13	0.12	0.12
自排局	0.17	0.19	0.16	0.14	0.15	0.13	0.13	0.12	0.12	0.12

* 非メタン炭化水素指針値

午前6時から午前9時までの非メタン炭化水素濃度を0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下とすべきであること。(S51.8.13中央公害対策審議会答申)

令和7年度 大気汚染物質常時監視測定結果

達成：○ 非達成：×

区 分	物 質	二酸化硫黄				二酸化窒素			一酸化炭素				光化学オキシダント			浮遊粒子状物質				微小粒子状物質				設置主体
	項 目 測 定 局	年平均値 (ppm)	日平均 値の2% 除外値 (ppm)	環境基準		年平均値 (ppm)	日平均 値の年間 98%値 (ppm)	環 境 基 準	年平均値 (ppm)	日平均 値の2% 除外値 (ppm)	環境基準		昼間の1 時間値が 0.06ppm を超えた 時間数	昼間の1 時間値が 0.12ppm 以上の 時間数	環 境 基 準	年平均値 (mg/m ³)	日平均 値の2% 除外値 (mg/m ³)	環境基準		年平均値 (μg/m ³)	日平均 値の年間 98%値 (μg/m ³)	環境基準		
				長 期 的 評 価	短 期 的 評 価						長 期 的 評 価	短 期 的 評 価						長 期 基 準 評 価	短 期 基 準 評 価					
一 般 環 境 大 気 測 定 局	三郷	0.000	0.001	○	○	0.011	0.029	○			-	-	369	0	×	0.017	0.045	○	○	10.6	24.8	○	○	県
	八潮			-	-	0.012	0.031	○			-	-	382	0	×	0.016	0.044	○	○	10.2	24.7	○	○	県
	春日部	0.000	0.001	○	○	0.009	0.024	○			-	-	426	1	×	0.015	0.047	○	○	9.6	23.2	○	○	県
	戸田			-	-	0.010	0.029	○			-	-	462	3	×	0.014	0.034	○	○	9.5	22.5	○	○	県
	和光			-	-	0.012	0.029	○			-	-	416	2	×	0.016	0.036	○	○	10.3	21.7	○	○	県
	新座	0.000	0.001	○	○	0.011	0.027	○			-	-	466	4	×	0.016	0.040	○	○	10.3	23.9	○	○	県
	上尾			-	-	0.008	0.020	○			-	-	433	2	×	0.014	0.035	○	○	10.5	25.3	○	○	県
	富士見			-	-	0.010	0.024	○			-	-	399	0	×	0.014	0.034	○	○	10.1	24.3	○	○	県
	狭山			-	-	0.008	0.019	○			-	-	401	1	×	0.016	0.036	○	×	10.2	24.5	○	○	県
	入間	0.000	0.001	○	○	0.008	0.018	○			-	-	559	5	×	0.014	0.040	○	○	8.8	21.2	○	○	県
	飯能			-	-	0.005	0.010	○			-	-	507	2	×	0.016	0.042	○	○	9.6	21.9	○	○	県
	坂戸	0.001	0.002	○	○	0.006	0.017	○			-	-	468	1	×	0.014	0.035	○	○	9.5	21.5	○	○	県
	日高	0.000	0.002	○	○	0.006	0.012	○			-	-	501	2	×	0.014	0.045	○	○	9.2	22.6	○	○	県
	蓮田			-	-	0.008	0.022	○			-	-	421	2	×	0.016	0.038	○	○	10.7	25.4	○	○	県
	幸手	0.000	0.001	○	○	0.008	0.021	○			-	-	434	1	×	0.016	0.041	○	○	11.1	26.8	○	○	県
	久喜			-	-	0.009	0.024	○			-	-	490	2	×	0.015	0.038	○	×	9.3	24.0	○	○	県
	加須			-	-	0.008	0.020	○			-	-	534	3	×	0.015	0.036	○	○	9.6	21.1	○	○	県
	羽生	0.000	0.001	○	○	0.006	0.016	○			-	-	544	3	×	0.016	0.037	○	×	9.9	22.2	○	○	県
	環境科学国際C			-	-	0.007	0.017	○			-	-	362	2	×	0.018	0.043	○	○	10.1	23.7	○	○	県
	宮代			-	-	0.008	0.022	○			-	-	455	2	×	0.018	0.056	○	×	9.7	23.4	○	○	県
	鴻巣	0.000	0.001	○	○	0.006	0.017	○			-	-	452	0	×	0.014	0.034	○	○	10.1	23.0	○	○	県
	東松山			-	-	0.008	0.019	○			-	-	487	0	×	0.016	0.039	○	○	9.2	22.4	○	○	県
	行田			-	-	0.006	0.017	○			-	-	482	3	×	0.017	0.040	○	○	11.7	24.5	○	○	県
熊谷	0.000	0.001	○	○	0.006	0.016	○	0.2	0.3	○	○	464	1	×	0.014	0.037	○	○	9.2	23.3	○	○	県	
熊谷妻沼東			-	-	0.007	0.017	○			-	-	580	1	×	0.017	0.044	○	○	11.1	27.6	○	○	県	
寄居	0.000	0.001	○	○	0.004	0.008	○			-	-	461	0	×	0.013	0.038	○	○	8.8	22.3	○	○	県	
毛呂山			-	-	0.005	0.010	○			-	-	371	2	×	0.015	0.040	○	○	9.5	22.8	○	○	県	
小川		年平均値	-	-	0.005	0.010	○			-	-	471	1	×	0.014	0.038	○	○	8.7	21.7	○	○	県	

令和7年度 大気汚染物質常時監視測定結果

達成：○ 非達成：×

区分	物質	二酸化硫黄				二酸化窒素			一酸化炭素				光化学オキシダント			浮遊粒子状物質				微小粒子状物質				設置主体
	項目 測定局	年平均値 (ppm)	日平均 値の2% 除外値 (ppm)	環境基準 長期的 評価	短期的 評価	年平均値 (ppm)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	環境 基準	年平均値 (ppm)	日平均 値の2% 除外値 (ppm)	長期的 評価	短期的 評価	昼間の1 時間値が 0.06ppm を超えた 時間数	昼間の1 時間値が 0.12ppm 以上の 時間数	環境 基準	年平均値 (mg/m ³)	日平均 値の2% 除外値 (mg/m ³)	長期的 評価	短期的 評価	年平均値 (μg/m ³)	日平均値 の年間 98%値 (μg/m ³)	長期 基準 評価	短期 基準 評価	
一般環境大気測定局	東秩父	0.000	0.001	○	○	0.003	0.006	○	0.2	0.2	○	○	451	1	×	0.013	0.038	○	○	6.3	18.4	○	○	県
	本庄	0.000	0.001	○	○	0.006	0.013	○			-	-	508	2	×	0.012	0.032	○	○	8.9	21.0	○	○	県
	深谷			-	-	0.006	0.013	○			-	-	518	1	×	0.016	0.046	○	×	9.3	22.8	○	○	県
	本庄児玉			-	-	0.005	0.009	○			-	-	403	2	×	0.015	0.036	○	○	9.5	23.0	○	○	県
	秩父	0.000	0.001	○	○	0.006	0.014	○			-	-	324	1	×	0.014	0.043	○	○	8.7	21.7	○	○	県
	皆野			-	-	0.004	0.009	○			-	-	359	2	×	0.015	0.039	○	○	8.4	20.7	○	○	県
	さいたま市役所	0.002	0.002	○	○	0.009	0.025	○	0.3	0.5	○	○	488	2	×	0.014	0.036	○	○	10.5	24.0	○	○	政
	さいたま市根岸			-	-			-			-	-	502	4	×	0.015	0.038	○	○			-	-	政
	さいたま市大宮	0.000	0.001	○	○	0.010	0.024	○			-	-	498	1	×	0.013	0.034	○	○	8.8	21.6	○	○	政
	さいたま市宮原			-	-	0.010	0.026	○			-	-	361	1	×	0.018	0.049	○	×	9.4	21.8	○	○	政
	さいたま市春里			-	-			-			-	-	501	4	×	0.016	0.038	○	○			-	-	政
	さいたま市指扇			-	-			-			-	-			-			-	-			-	-	政
	さいたま市片柳			-	-	0.008	0.022	○			-	-	470	1	×	0.016	0.044	○	○	8.8	21.4	○	○	政
	さいたま市岩槻			-	-	0.009	0.025	○			-	-	475	3	×	0.017	0.053	○	×	9.7	24.2	○	○	政
	さいたま市城南	0.001	0.002	○	○	0.009	0.024	○			-	-	393	1	×	0.016	0.042	○	○	9.6	22.7	○	○	政
	川越市川越	0.001	0.002	○	○	0.008	0.022	○			-	-	411	0	×	0.013	0.031	○	○	9.3	23.4	○	○	政
	川越市高階			-	-	0.008	0.022	○			-	-	510	1	×	0.013	0.031	○	○	8.7	21.7	○	○	政
	川越市霞ヶ関			-	-	0.009	0.021	○			-	-	547	1	×	0.014	0.034	○	○	9.2	20.3	○	○	政
	川口市横曽根			-	-	0.012	0.031	○			-	-			-	0.014	0.037	○	○			-	-	政
	川口市南平	0.001	0.002	○	○	0.013	0.033	○			-	-	411	4	×	0.018	0.058	○	×	10.7	24.8	○	○	政
	川口市新郷			-	-	0.012	0.031	○			-	-	465	4	×	0.014	0.037	○	○			-	-	政
	川口市芝			-	-	0.010	0.026	○			-	-	614	6	×	0.017	0.048	○	○	9.6	22.1	○	○	政
	所沢市東所沢	0.000	0.001	○	○	0.010	0.025	○			-	-	428	4	×	0.013	0.030	○	○	9.2	21.9	○	○	政
	所沢市北野	0.000	0.001	○	○	0.008	0.020	○			-	-	282	0	×	0.013	0.032	○	○	8.3	21.2	○	○	政
	所沢市中富			-	-			-			-	-	483	2	×			-	-			-	-	政
	越谷市東越谷	0.001	0.002	○	○	0.011	0.027	○			-	-	473	0	×	0.017	0.041	○	○	10.6	24.2	○	○	政
	越谷市千間台西			-	-	0.010	0.025	○	0.2	0.4	○	○	394	1	×	0.015	0.038	○	○	9.5	22.1	○	○	政
	草加市西町	0.001	0.003	○	○	0.009	0.029	○	0.2	0.5	○	○	390	0	×	0.013	0.036	○	○			-	-	市

令和7年度 大気汚染物質常時監視測定結果

達成：○ 非達成：×

区分	物質	二酸化硫黄				二酸化窒素			一酸化炭素				光化学オキシダント			浮遊粒子状物質				微小粒子状物質				設置主体
	項目 測定局	年平均値 (ppm)	日平均 値の2% 除外値 (ppm)	環境基準		年平均値 (ppm)	日平均 値の年間 98%値 (ppm)	環境 基準	年平均値 (ppm)	日平均 値の2% 除外値 (ppm)	長 期的 評価	短 期的 評価	昼間の1 時間値が 0.06ppm を超えた 時間数	昼間の1 時間値が 0.12ppm 以上の 時間数	環境 基準	年平均値 (mg/m ³)	日平均 値の2% 除外値 (mg/m ³)	長 期的 評価	短 期的 評価	年平均値 (μg/m ³)	日平均 値の年間 98%値 (μg/m ³)	長 期 基 準 評 価	短 期 基 準 評 価	
自動車排出ガス測定局	春日部増戸自排			-	-	0.015	0.032	○			-	-			-	0.015	0.037	○	○	10.2	23.9	○	○	県
	戸田美女木自排	0.001	0.003	○	○	0.017	0.034	○	0.3	0.5	○	○			-	0.015	0.035	○	○	9.9	22.2	○	○	県
	和光新倉自排			-	-	(0.012)	(0.022)	-			-	-			-	0.016	0.036	○	○	10.2	23.5	○	○	県
	鶴ヶ島自排			-	-	0.010	0.021	○			-	-			-	0.016	0.038	○	○	10.0	22.6	○	○	県
	富士見下南畑自排			-	-	0.014	0.030	○			-	-			-	0.015	0.034	○	○	10.1	23.3	○	○	県
	久喜本町自排			-	-	0.011	0.026	○			-	-			-	0.014	0.036	○	○	9.3	23.2	○	○	県
	鴻巣天神自排	0.000	0.001	○	○	0.009	0.019	○			-	-			-	0.015	0.038	○	○	9.8	23.7	○	○	県
	東松山岩鼻自排			-	-	0.009	0.020	○			-	-			-	0.016	0.036	○	×	10.6	23.8	○	○	県
	熊谷肥塚自排			-	-	0.011	0.023	○	0.2	0.3	○	○			-	0.013	0.035	○	○	9.4	22.4	○	○	県
	川島自排			-	-	0.011	0.023	○			-	-			-	0.016	0.038	○	○	10.0	24.6	○	○	県
	寄居桜沢自排			-	-	0.007	0.012	○			-	-			-	0.014	0.034	○	○	9.8	23.4	○	○	県
	深谷原郷自排			-	-	0.006	0.014	○			-	-			-	0.014	0.036	○	○	9.2	22.9	○	○	県
	さいたま市曲本自排			-	-	0.015	0.034	○			-	-			-			-	-			-	-	政
	さいたま市辻自排			-	-	0.014	0.031	○			-	-			-			-	-			-	-	政
	さいたま市三橋自排			-	-	0.014	0.031	○			-	-			-	0.014	0.031	○	○	9.3	22.5	○	○	政
	さいたま市大和田自排			-	-	0.010	0.025	○			-	-			-	0.014	0.032	○	○			-	-	政
	さいたま市西原自排			-	-	0.013	0.029	○			-	-			-			-	-			-	-	政
	川越市仙波			-	-	0.011	0.026	○	0.2	0.4	○	○			-	0.013	0.030	○	○	8.2	20.5	○	○	政
	川口市安行			-	-	0.014	0.033	○			-	-			-	0.014	0.038	○	○			-	-	政
	川口市神根			-	-	0.016	0.034	○	0.3	0.5	○	○			-	0.019	0.054	○	×	10.8	25.3	○	○	政
	所沢市航空公園			-	-	0.009	0.022	○			-	-			-	0.013	0.034	○	○			-	-	政
	所沢市和ヶ原			-	-	0.011	0.025	○	0.3	0.4	○	○			-	0.013	0.032	○	○	9.1	22.4	○	○	政
	草加市花栗自排			-	-	0.014	0.032	○			-	-			-	0.017	0.049	○	×	9.2	22.5	○	○	市
	草加市原町自排			-	-	(0.011)	(0.021)	-			-	-			-	0.014	0.038	○	○			-	-	市

(注1) () は、SO₂、NO₂、CO、SPMIについては年間の測定時間が6,000時間に満たない、PM2.5については有効測定日数が250日に満たないため評価の対象としない。

(注2)環境基準の評価方法は以下のとおり

- 微小粒子状物質(PM2.5)
長期基準に関する評価は、1年平均値を環境基準と比較し、短期基準に関する評価は1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較する。
長期基準及び短期基準を両方満たした場合について、環境基準が達成されたと判断する。
- 二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)及び浮遊粒子状物質(SPM)
長期基準に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。
ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。
短期基準に関する評価は、1時間の日平均値及び各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、一酸化炭素については、8時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。
- 二酸化窒素(NO₂)
1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。
- 光化学オキシダント(O_x)
1年間を通じて得られた5時から20時の1時間値を環境基準と比較して評価を行う。